

# 可児市文化創造センター 個別施設計画

令和 2 年 12 月  
(令和 7 年 10 月改訂)

可児市

# 目次

1	目的と位置づけ	1
(1)	目的	1
(2)	位置づけ	1
2	計画期間	1
3	対象施設	1
4	施設の現状と課題	1
(1)	現状	1
(2)	課題	4
5	今後の方向性	4
6	施設の劣化状況	5
7	対策の優先順位の考え方	5
8	対策内容と実施時期	5

## 1 目的と位置づけ

### (1) 目的

本計画は、可児市公共施設等マネジメント基本方針（以下「基本方針」という。）および可児市公共施設等マネジメント基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断により得られた個別施設の状態や、維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定め、長期的な視点から財政負担の軽減・平準化を図りながら老朽化対策等に取り組むために定めます。

### (2) 位置づけ

本計画は国のインフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」で決定）に基づく個別施設計画として位置づけます。

また、可児市公共施設等総合管理計画（基本方針及び基本計画）の下位計画に位置づけます。

## 2 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とします。

計画の達成状況を踏まえて、本計画は 5 年を目安に見直しを行うものとします。

なお、計画期間内であっても、社会情勢による状況の変化、事業の進捗状況等に応じ計画の見直しを行うこととします。

## 3 対象施設

本計画の対象施設は、以下の施設とします。

番号	施設名	所在地	敷地面積	延床面積
1	可児市文化創造センター	下恵土 3433-139	35, 344. 54 m <sup>2</sup>	18, 410. 87 m <sup>2</sup>

## 4 施設の現状と課題

### (1) 現状

#### ア 施設概要（ソフト面）

施設の設置目的	心豊かな地域文化の創造と振興を図り、文化芸術を通して全ての市民が地域社会で生き生きと暮らすことのできるまちづくりに寄与するため
施設の構成	主劇場、小劇場、音楽ロフト、演劇ロフト、美術ロフト、演劇練習室、映像シアター、音楽練習室①②③、ギャラリー、ワークショップルーム（和室、洋室）、レセプションホール、会議室、控室等
施設で行われる事務 サービスの内容	施設の維持管理、貸館の他、鑑賞体験促進事業、普及啓発事業、人材育成及び芸術団体等支援事業、市民交流促進事業、市委託事業を実施。 開館時間：午前 9 時～午後 10 時 30 分 休館日：火曜日、12 月 28 日～翌年の 1 月 4 日

料金体系（時間当たり）

区分	利用料金（円）					
	非営利目的使用			営利目的使用		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
主劇場	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00
入場料の額が1,000円未満	40,900	54,500	54,500	40,900	54,500	54,500
入場料の額が1,000円以上3,000円未満	81,800	109,000	109,000	81,800	109,000	109,000
入場料の額が3,000円以上	122,700	163,500	163,500	122,700	163,500	163,500
入場料を徴収しない	40,900	54,500	54,500	40,900	54,500	54,500
小劇場	入場料の額が1,000円未満	15,400	20,500	20,500	15,400	20,500
	入場料の額が1,000円以上3,000円未満	30,800	41,000	41,000	30,800	41,000
	入場料の額が3,000円以上	46,200	61,500	61,500	46,200	61,500
	入場料を徴収しない	15,400	20,500	20,500	15,400	20,500
音楽ロフト	入場料を徴収する	9,200	12,200	12,200	9,200	12,200
	入場料を徴収しない	4,600	6,100	6,100		
演劇ロフト	入場料を徴収する	10,000	13,200	13,200	10,000	13,200
	入場料を徴収しない	5,000	6,600	6,600		
美術ロフト	入場料を徴収する	11,000	14,800	14,800	11,000	14,800
	入場料を徴収しない	5,500	7,400	7,400		
演劇練習室	入場料を徴収する	4,000	5,200	5,200	4,000	5,200
	入場料を徴収しない	2,000	2,600	2,600		
映像シアター	入場料を徴収する	10,200	13,600	13,600	10,200	13,600
	入場料を徴収しない	5,100	6,800	6,800		

※午前、午後の連続使用及び午後、夜間の連続使用の場合の12:00～13:00、17:00～18:00については無料

区分	利用料金（円）					
	非営利目的使用			営利目的使用		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	9:00～22:00までの間の1時間ごと			9:00～22:00までの間の1時間ごと		
音楽練習室①		1,300			2,600	
音楽練習室②		1,300			2,600	
音楽練習室③		1,300			2,600	
ギャラリー		全日5,700			全日11,400	
木工作業室		300			600	
ワークショップルーム（洋室）		600			1,200	
ワークショップルーム（和室）		400			800	
研修室		900			1,800	
レセプションホール		900			1,800	
控室		100			200	
キッズルーム		100			200	
備品		各備品（一式）ごとに1日につき99,000円を超えない範囲において規則に定める額				

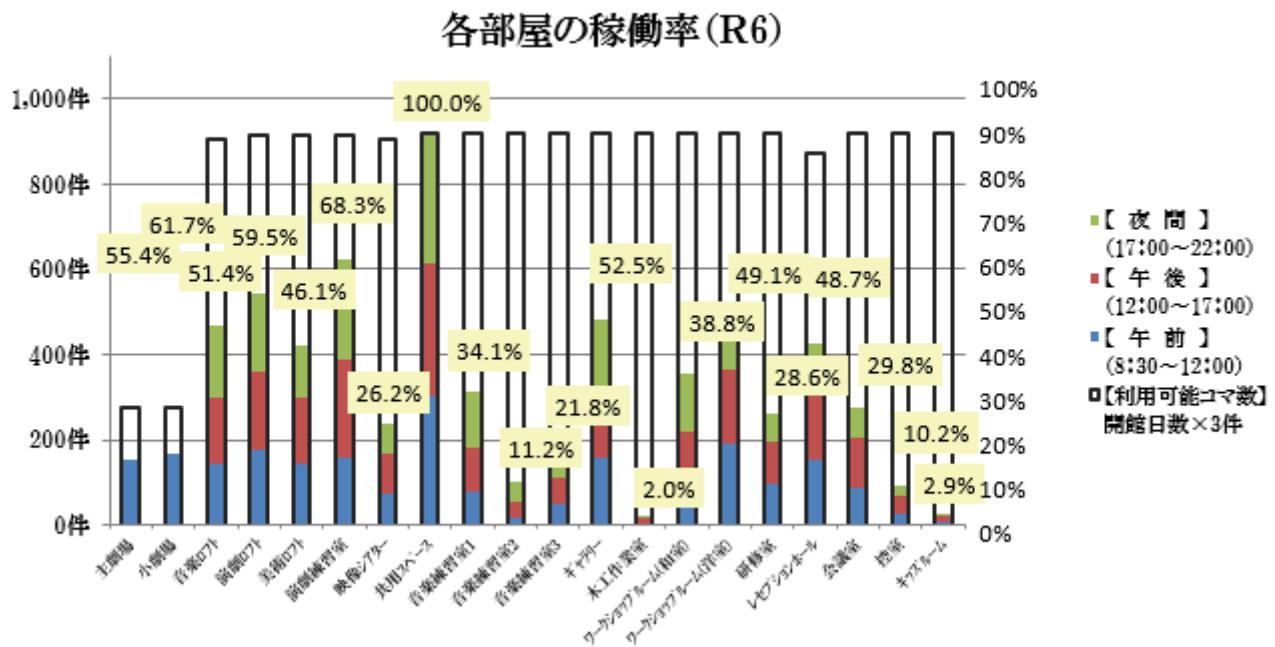
※令和3年4月1日

イ 施設概要（ハード面）

施設名称	建築年度	構造	地上	地下	屋根	外壁	耐震状況
文化創造センター	H14	R C・S R C・S	4	2	金属・防水	タイル・吹付	新耐震基準

## ウ 施設の利用状況

### (ア) 稼働率



主劇場及び小劇場の劇場稼働率は 58.5% であり、全国平均（参考：令和6年度全国平均 55.4%）を上回っている状況です。その他の諸室においても高い稼働率となっています。一方で、映像シアター、木工作業室などの稼働率が低い状況です。

### (イ) 利用者数の推移

年度	利用者数
H25	295,654 人
H26	323,515 人
H27	321,247 人
H28	314,506 人
H29	316,056 人
H30	344,639 人
R1	332,962 人
R2	33,236 人
R3	81,067 人
R4	147,107 人
R5	159,090 人
R6	203,492 人

平成 26 年度以降毎年 30 万人を超える方が来場していましたが、令和 2 年 3 月からの大規模改修工事による閉館の後、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が落ち込み、最も影響の大きかった令和 3 年度は約四分の一の 81,067 人まで低下しました。その後は影響が落ち着くにつれ、毎年利用者数を増加させています。（貸館事業及び自主事業による利用者数であり、事業以外での来館者（水と緑の広場や情報コーナー等の来館者）は含まれていません。）

## エ その他

### (7) 施設の防災面の視点

可児市文化創造センターは、可児市地域防災計画で社会福祉協議会運営によるボランティアセンターの設置場所に指定されています。

また、災害発生時に可児警察署が使用できなくなった際に、執務室として施設を使用する協定が締結されています。

その他、災害時の優先電話設置場所に指定されています。

### (2) 課題

#### ○施設運営に要する費用

可児市文化創造センターは可児市が所有する施設で最も多くの人が訪れる施設であり、年間 30 万人程度が来館されることを想定しています。当施設は規模が大きいため、施設運営に要する費用も多額となっています。そのため、できる限りの支出の抑制を検討することが必要です。

## 5 今後の方向性

#### ○適切な予防保全による長寿命化とランニングコストの抑制

先進的な取り組みが全国から評価されている文化創造センターは、公演やイベント以外にも市内外の多様な人が普段から訪れる市のシンボル的施設です。

基本方針では、令和 45 年までに当施設に要する費用は約 247 億円で、そのうち約 93 億円を建替え費用として見込んでいます。しかし、今後は人口減少に伴う税収の落ち込みにより、その費用の財源確保が非常に困難となるため、より経済的な設備に更新するなど、ランニングコストの抑制に努めます。そのため、適切な短期及び中長期的保全計画を策定し、予防保全による施設の長寿命化を検討します。

#### ○適正な利用料金の見直し

受益者負担の原則により、平成 24 年度に定めた「使用料設定にあたっての基本的な考え方」に基づき、公費負担と受益者負担のバランスが 50% となるよう、適正な利用料金を設定する必要があることから、定期的に適正な利用料金に見直しを行います。

## 6 施設の劣化状況

平成 26 年度・27 年度に大規模改修調査を行った結果をもとに、令和 2 年 3 月から令和 2 年 12 月にかけて、安全性の確保及び経年劣化への対応のための大規模改修工事を実施したことにより、劣化状況が改善しています。

### ○建物の劣化状況の評価の定義

劣化度	評価基準
A	概ね良好。特に修繕上問題となる事項なし。
B	部分的な劣化が見られる。経過観察または修繕対応。
C	広範囲に劣化が見られる。5 年以内に改修が必要。
D	劣化の程度が大きく、早急な対応が必要。
—	点検対象外。

### ○施設別項目別劣化状況

名称	劣化状況					
	屋根	外壁	内部	電気	給排水	空調
文化創造センター	A	A	A	A	A	A

## 7 対策の優先順位の考え方

利用者の安全性確保に係る改修を最優先とし、個別施設の劣化状況、各施設の利用状況、今後の方向性等を勘案し、総合的に判断します。

## 8 対策内容と実施時期

令和元年度から 2 年度に掛けて、運営に支障を来す経年劣化や老朽化に伴う改修工事と安全性の確保を中心とした大規模改修工事を実施したため、計画期間内における大規模な改修工事の予定はありません。

ただし、利用者の安全性確保、施設の予防保全に係る対策については、今後の対策時期、内容、費用を算出しました。

今後の災害発生等の状況、社会情勢の変化、関連法令の改正等により、変動が生じる場合があります。対策時期についても、本市の財政状況等により、変動が生じる場合があります。

(単位：千円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
対策内容	トイレ 照明非接触化 自動制御機器 復旧 (先行)	LED化 (調査) 自動制御機器 復旧	LED化 自動制御機器 復旧	LED化	喫煙所 設置 LED化	舞台吊物機構 縞帳改修 除湿設備設置 太陽光発電設備 太陽光発電設備(調査)	舞台吊物 機構改修 太陽光発電設備 (設計)	中央監視システム 改修 直流電源装置 (キュービックル) 太陽光発電設備	-	-	
費用	2,325 6,050	2,376 32,868	31,810 2,530	108,926	7,800 11,000	10,593 6,413 5,000	136,010 8,000	165,026 29,290 50,000	0	0	616,017
年度計	8,375	35,244	34,340	108,926	18,800	22,006	144,010	244,316	0	0	616,017

※太陽光に係る金額については、令和6年時点の概算であり、今後変更される可能性があります。